

淡路島総合観光戦略の推進体制及び検証体制について

1 目的

令和5年3月に策定した淡路島総合観光戦略（以下「観光戦略」という。）第3章3㉓に基づき、観光戦略の推進体制及び検証体制を確立することにより、観光戦略の推進状況を的確に管理し、観光戦略の更なる効果的な推進を図る。

2 推進及び検証の主体

淡路島観光戦略会議（以下「戦略会議」という。）

淡路島観光戦略会議設置要綱抜粋

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 淡路島総合観光戦略（以下「観光戦略」という。）の策定に関する事
- (2) 観光戦略に基づく重要な取組の企画及び決定に関する事
- (3) 観光戦略に基づく重要な取組の成果の検証に関する事
- (4) その他観光戦略の策定及び効果的な推進に当たって必要な事項に関する事

3 基本的な考え方

戦略会議は、戦略会議の構成員が所管する観光戦略に基づく取組が、観光戦略のめざすところに向かって一定の成果を上げているかどうかを管理及び検証し、必要に応じて改善等の意見を付するなどにより、観光戦略に基づく取組の効果を上げることをめざす。

4 進捗状況の管理

(1) 管理対象

- ① 観光戦略のアクションプランに基づく取組（以下「取組」という。）
- ② 上記以外の取組で、新たに観光戦略のアクションプランに位置づけられたもの
- ③ 観光戦略で定める評価指標に関するデータの把握及び必要な調査

(2) 管理方法

- ① 取組を所管する戦略会議の構成員（以下「取組の所管部署」という。）は、毎年度、当該取組の計画概要を作成し、戦略会議に提出する。
- ② 取組の所管部署は、当該取組の進捗状況を戦略会議に書面で報告する。
- ③ 取組の所管部署は、当該取組の実績及び自己評価を戦略会議に書面で報告する。
- ④ 戦略会議は、②及び③の報告に対して意見を述べることができる。
- ⑤ 取組の所管部署等は、④の意見に対して誠実に対応し、当該取組の改善に努める。

5 重要な取組に関する成果の検証等

(1) 重要な取組とは

4(1)の取組のうち、その効果が淡路島の全域又は広域に及ぶ特徴的なものとして、戦略会議が決定するもの

(2) 成果検証等の方法

- ① 取組の所管部署等は、戦略会議の決定を受けた重要な取組について、当該取組の進捗状況及び実績に関する書面を作成の上、報告する。この場合、取組の所管部署等は、自己評価を行い、課題や今後の対応方針を盛り込むこととする。
- ② 戦略会議は、①の報告に対して意見を述べることができる。

- ③ 取組の所管部署等は、②の意見に対して誠実に対応し、当該取組の改善に努める。
- ④ 戦略会議は、必要に応じて重要な取組を企画及び決定し、戦略会議の構成員に対して所管を要請することができる。

6 観光戦略の推進状況の全体評価

(1) 評価のねらい

戦略会議は、毎年度の評価指標に関するKPIをはじめ、観光に関するデータ、取組の実績等を踏まえ、観光戦略の推進状況进行评估する。

(2) 評価の方法

推進状況の評価については、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の考え方や基準を踏まえ、より客観的な視点で行う。

* 令和5年度については、先行事例を調査し、評価するための基準等を設定する。

(3) 公表

毎年度の推進状況の評価については、戦略会議に報告後、すみやかに公表する。

7 幹事会の関与

上記4から6までの戦略会議の業務については、戦略会議で審議する前に、幹事会に調査及び検討をさせることができる。

8 令和5年度の会議スケジュール

① 5/11 調整会議

・推進体制、今後の業務について説明、協議

② 6/19 調整会議

・令和5年度プランの計画概要の確認、重要な取組項目の選定

③ 第1回戦略会議(6/28)

・推進体制等の決定、令和5年度プランの計画概要提出、重要な取組の決定

④ 第1回幹事会(9月)

・令和5年度進捗報告、重要な取組の説明、新規プラン協議

⑤ 第2回戦略会議(10/6)

・令和5年度進捗報告、重要な取組の説明、新規プラン検討

⑥ 第2回幹事会(令和6年1月)

・令和6年度プランの協議、重要な取組説明

⑦ 第3回戦略会議(2/1)

・令和6年度プランの決定、重要な取組説明

⑧ 新年度幹事会(令和6年5月)

・令和5年度の全体評価書の協議、6年度プランの計画概要の確認、6年度の重要な取組の選定

⑨ 新年度戦略会議(令和6年6月)

・令和5年度の全体評価書の決定、6年度プランの計画概要提出、6年度の重要な取組の決定